



e-Taxを利用して源泉所得税が納付できます!

国税電子申告・納税システム (e-Tax) による納付手続は次のとおりです。

ご利用開始までの流れ (e-Taxソフト (WEB版) を利用する場合)

※ e-Taxソフト (WEB版) はWebブラウザ上で納付手続を利用できます。なお、パソコンにe-Taxソフトをインストールして納付手続を利用することも可能です。

1 e-Taxソフト (WEB版) の準備をします。

ご利用になる場合には、e-Taxホームページから、e-Taxソフト (WEB版) の事前準備セットアップを行ってください。



2 e-Taxの開始届出を行います。

e-Taxをはじめてご利用になる場合は、e-Taxの開始届出書の提出 (送信) が必要です。e-Taxソフト (WEB版) を利用して開始届出書の提出 (送信) を行うと、利用者識別番号を通知する画面が表示されます。

- ※1 e-Taxの開始届出の方法は、他にも、e-Taxホームページの「e-Taxの開始 (変更等) 届出書作成・提出コーナー」を利用する方法や所轄税務署に書面で提出する方法があります。
- 2 e-Taxソフト (WEB版) の操作方法については、e-Taxホームページ (e-Taxソフト (WEB版) ご利用ガイド) をご覧ください。



3 税務署又は金融機関等に対し納付のための手続 (準備) を行います。

納付手続は、次のとおり様々な方法がありますので、ご自身で選択し、納付手続を行ってください。なお、各納付手続の詳しい内容については、国税庁ホームページ「源泉所得税の納税手続」 (https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index/gensen_nouzei/cashless.htm) をご覧ください。



「源泉所得税の納税手続」

- ① **ダイレクト納付 (e-Taxによる口座振替) を利用する場合**
ダイレクト納付利用届出書を所轄の税務署へ提出します。
個人事業者の方は e-Tax からダイレクト納付利用届出書を提出 (送信) することができ、金融機関届出印や電子証明書が不要となります。
書面でダイレクト納付利用届出書を提出していただいてから利用可能となるまでに1か月程度かかりますが、e-Tax での提出 (送信) の場合は、1週間程度でご利用できます。
ダイレクト納付利用届出書の記載方法や、ご利用可能な金融機関等の詳細については、国税庁ホームページ「源泉所得税の納税手続」の「ダイレクト納付」でご確認ください。
- ② **インターネットバンキングで納付を行う場合**
金融機関とインターネットバンキングの契約をします。利用するためには、お取引先金融機関で「税金・各種料金払込みサービス」(ペイジー) が提供されている必要がありますので、あらかじめ金融機関にご確認ください。
- ③ **クレジットカード納付を利用する場合**
利用可能なクレジットカードをご準備ください (利用可能なクレジットカード等の詳細については、国税庁ホームページ「源泉所得税の納税手続」の「クレジットカード納付」でご確認ください。)
※ 納付税額に応じた決済手数料がかかります (決済手数料は、国の収入になるものではありません。)
- ④ **スマホアプリ納付を利用する場合**
インターネットの利用が可能なスマートフォンをご準備ください。
※1 納付できる金額は30万円以下となります。
※2 事前に Pay 払い (〇〇ペイ) へのアカウント登録及び残高のチャージが必要です。
これで納付のための手続 (準備) は完了です。具体的な納税のしかたについては次ページをご覧ください。

スマートフォンなどを利用して源泉所得税が納付できます。

スマートフォンやタブレット端末からも、e-Taxソフト (SP版) を利用することにより、源泉所得税を納付できます。

詳しくは、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>)、e-Taxホームページ (<https://www.e-tax.nta.go.jp>) をご覧ください。

☆☆ e-Taxを利用した納付のしかた(源泉所得税)



国税電子申告・納税システム (e-Tax) の利用のための事前準備 (前ページをご覧ください。) の後、ダイレクト納付などによる納付が可能となります。

e-Taxソフト (WEB版) を利用した源泉所得税及び復興特別所得税の納付のしかたは次のとおりです。

1. 徴収高計算書データの作成・送信

開始届出を送信し取得した「利用者識別番号」とe-Taxに登録した「暗証番号」を用いてe-Taxソフト (WEB版) にログインし、徴収高計算書データを作成・送信します。

※ 納付すべき税額がない場合 (納付税額0円) の徴収高計算書データについても送信することができます。

e-Taxを利用することにより所得税徴収高計算書 (納付書) が不要となる方につきましては、「所得税徴収高計算書用紙の送付の要否」欄の「送付不要」を選択し、徴収高計算書データを送信してください。

次回の年末調整関係書類送付時から納付書の送付 (郵送) を省略いたします。

区分	支払月	支払額	徴収高	税額
給与・給料等 (01)	令和 6 1 25 ~ 6 25	~	12	3,240,000
給与手当 (02)	~	~	~	~
固定給等の給金 (05)	~	~	~	~
退職手当 (07)	~	~	~	~
報償等の給金 (08)	~	~	~	~
役員給与 (09)	~	~	~	~
同上の支払決定年月日	~	~	~	~

延滞税 (04)	~	~	~	~
延滞税 (05)	~	~	~	~
合計額				83,400

2. 納付方法の選択

データを送信後表示される受信通知又はメッセージボックス一覧から納付区分番号通知を表示し、納付方法を選択します。

① ダイレクト納付を利用する場合

納付予定日に応じて、画面の「今すぐに納付される方」又は「納付日を指定される方」のボタンをクリックします。

② インターネットバンキングで納付を行う場合

画面の「インターネットバンキング」ボタンをクリックし、以後、画面の案内に従い、お取引先の金融機関のインターネットバンキングにログインします。

③ クレジットカード納付を利用する場合

画面の「クレジットカード納付」ボタンをクリックし、「国税クレジットカードお支払サイト」へアクセスします。

④ スマホアプリ納付を利用する場合

画面の「スマホアプリ納付」ボタンをクリックし、「国税スマートフォン決済専用サイト」 (スマートフォン専用) へアクセスします。

利用者識別番号	2074910901108054
氏名又は名称	株式会社国税局
代表者等氏名	国税本部
受付番号	20250712165121901112
受付日時	2024/07/10 16:51:21
納付先	国税局
税目	源泉所得税及復興特別所得税
申告区分	
課税期間	自 令和06年01月 至 令和06年06月
合計金額	83,400円
徴収高計算書の送付の要否	送付不要

3. 納付

① ダイレクト納付を利用する場合

納付日を指定して納付する場合は、振替を行う預貯金口座を選択し、納付日を指定した後、画面の「納付」をクリックすると、選択した預貯金口座から指定した期日に振替が行われ、納付が完了します。

すぐに納付する場合は、預貯金口座を選択した後画面の「納付」をクリックすると、選択した預貯金口座から振替が行われ、即時に納付が完了します。

② インターネットバンキングで納付を行う場合

インターネットバンキングにログインすると、払込情報が画面に表示されますので内容を確認し納付手続を行います。

③ クレジットカード納付を利用する場合

「国税クレジットカードお支払サイト」が表示されますので、注意事項及び e-Tax から引き継がれた内容 (納付金額等) を確認し納付手続を行います。

④ スマホアプリ納付を利用する場合

「国税スマートフォン決済専用サイト」が表示されますので、注意事項及び e-Tax から引き継がれた内容 (納付金額等) を確認し納付手続を行います。

※ 1 納付期限内に徴収高計算書データを送信した場合であっても、期限後に電子納税を行ったときは、延滞税や納付加算税などを負担しなければなりませんのでご注意ください。

2 ダイレクト納付の場合、納付手続完了後、「ダイレクト納付完了通知」がメッセージボックスに格納されますので必ずご確認ください。また、納付日の指定を行った場合は、指定した日の前日までに預貯金口座の残高をご確認ください。

3 クレジットカード納付の場合、納付手続完了後、「クレジットカード納付完了通知」がメッセージボックスに格納されますので必ずご確認ください。

4 スマホアプリ納付の場合、納付手続完了後「スマホアプリ納付完了通知」がメッセージボックスに格納されますので、必ずご確認ください。

取引明細番号	00200
納付番号	利用者識別番号を入力してください。
確認番号	納税用暗証番号を入力してください。
納付区分	7101607250
有効期限	令和06年09月19日
納付金額	83,400円

納付先	国税局
納付金額	83,400円

納付先	国税局
納付金額	83,400円